

JIS

電動車椅子

JIS T 9203 : 2016

平成 28 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	鎌田 実	東京大学
(委員)	荒木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	井上 剛 伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長田 信 一	公益財団法人テクノエイド協会
	倉片 憲 治	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	越野 滋 夫	公益社団法人日本包装技術協会
	鷺坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	中川 昭 夫	神戸学院大学
	二瓶 美 里	東京大学
	根村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	畠中 順 子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	平野 澄 子	主婦連合会
	藤本 浩 志	早稲田大学
	三浦 晃 史	公益社団法人日本介護福祉士会
	宮田 恵 子	一般財団法人日本消費者協会
	森川 美 和	公益財団法人共用品推進機構
	山際 淳	日本生活協同組合連合会
	山澤 貴	日本福祉用具・生活支援用具協会
	山本 澄 子	国際医療福祉大学
	渡邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 52.8.1 改正：平成 28.10.20

官 報 公 示：平成 28.10.20

原案作成協力者：日本福祉用具・生活支援用具協会

(〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル TEL 03-3437-2623)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 鎌田 実)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 種類及び記号	5
5 各部の名称	5
6 リスクマネジメントによる設計	5
7 性能	6
7.1 電動車椅子の性能	6
8 構造	8
8.1 身体支持部	8
8.2 駆動部	8
8.3 制御部	8
8.4 充電部	8
8.5 ブレーキ	9
8.6 ねじ	9
8.7 附属品	9
8.8 動力及び制御システム	9
9 寸法及び角度	12
10 外観	15
11 試験条件	15
12 試験方法	16
12.1 機能試験	16
12.2 強度試験	27
12.3 耐衝撃性試験	34
12.4 耐久性試験	37
12.5 耐水性能試験	41
12.6 制動用ブレーキに関する試験方法	43
13 検査方法	43
13.1 形式検査	43
13.2 製品検査	43
14 製品の呼び方	44
15 表示	44
16 取扱説明書	44
附属書 A (規定) 荷重負荷パッド及び試験用おもり	46

	ページ
附属書 B (規定) 走行耐久性試験装置及び落下試験装置の構成	49
附属書 C (規定) 評価要件	50
附属書 D (規定) 動的安定性	51
附属書 E (規定) テストダミー	65
附属書 F (規定) ダミーの車椅子への拘束方法	74
附属書 G (規定) テストブロック	76
附属書 H (規定) 車椅子の設定	78
附属書 JA (規定) 電動車椅子形式分類	84
附属書 JB (規定) 電動車椅子の各部の名称	86
附属書 JC (規定) 電動車椅子諸元表	88
附属書 JD (参考) ハザードリスト	89
附属書 JE (参考) JIS と対応国際規格との対比表	91
解 説	97

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS T 9203:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 29 年 10 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS T 9203:2010** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

電動車椅子

Electric wheelchairs

序文

この規格は、1977年に制定され、その後5回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2010年に行われたが、その後のリクライニング機構及びティルト機構を装備した自操用座位変換形電動車椅子の増加に伴い、座位変換形に対応するために改正した。2014年に第3版として発行された **ISO 7176-1**、2001年に第2版として発行された **ISO 7176-2**、2012年に第3版として発行された **ISO 7176-3**、2008年に第3版として発行された **ISO 7176-4**、2001年に第2版として発行された **ISO 7176-6**、2014年に第2版として発行された **ISO 7176-8**、2008年に第2版として発行された **ISO 7176-10**、2012年に第2版として発行された **ISO 7176-11**、1989年に第1版として発行された **ISO 7176-13**、2008年に第2版として発行された **ISO 7176-14**、1996年に第1版として発行された **ISO 7176-15**、2014年に第2版として発行された **ISO 7176-22**、2007年に第1版として発行された **ISO 7176-26** を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JE** に示す。

1 適用範囲

この規格は、電動車椅子の最高速度が6 km/h 以下のうち、電動車椅子形式分類 (**附属書 JA** 参照) の自操用標準形電動車椅子 (以下、標準形という。)、自操用簡易形電動車椅子 (以下、簡易形という。) 並びにリクライニング機構 (**図 JA.1** 参照) 及びティルト機構 (**図 JA.3** 参照) を装備した自操用座位変換形電動車椅子 (以下、座位変換形という。) について規定する。ただし、自操用座位変換形電動車椅子のうち昇降機構、旋回機構、スタンドアップ機構のもの及びハンドル形電動車椅子は除く。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 7176-1:2014, Wheelchairs—Part 1: Determination of static stability

ISO 7176-2:2001, Wheelchairs—Part 2: Determination of dynamic stability of electric wheelchairs

ISO 7176-3:2012, Wheelchairs—Part 3: Determination of effectiveness of brakes

ISO 7176-4:2008, Wheelchairs—Part 4: Energy consumption of electric wheelchairs and scooters for determination of theoretical distance range

ISO 7176-6:2001, Wheelchairs—Part 6: Determination of maximum speed, acceleration and deceleration of electric wheelchairs

ISO 7176-8:2014, Wheelchairs—Part 8: Requirements and test methods for static, impact and fatigue strengths

ISO 7176-10:2008, Wheelchairs—Part 10: Determination of obstacle-climbing ability of electrically